

「南房総市成年後見制度利用促進基本計画（案）」に関するパブリックコメント 実施結果について

保健福祉部健康支援課

1 目的

本市において、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するため、「南房総市成年後見制度利用促進基本計画（案）」を作成し、これについて市民の皆様から御意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。

2 実施期間

令和 2 年 1 月 27 日（月）から令和 2 年 2 月 27 日（木）までの 32 日間

3 周知方法

- (1) 広報みなみぼうそう 2 月号お知らせ版にパブリックコメントの実施について掲載
- (2) 報道機関にパブリックコメントの実施について掲載を依頼（房日新聞令和 2 年 2 月 13 日に掲載）
- (3) 健康支援課、市民課、朝夷行政センター及び各地域センターで計画（案）の閲覧を実施
- (4) 市ホームページに計画（案）を掲載

4 意見の提出状況

意見の提出者 1 人（1 件）

5 意見の概要と意見に対する考え方

該当箇所	意見の内容	意見に対する考え方
<p>第3章 成年後見制度の利用について</p> <p>(2) 市における成年後見制度に関する取り組み</p> <p>第4章 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方</p> <p>(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備</p>	<p>成年後見について</p> <p>自らの意思で契約や金銭に関わる判断が難しい場合、本人に代わって行うものであります。家庭裁判所での手続が必要です。</p> <p>まず、市町村と中核機関がどういう制度か周知を行うこと。</p> <p>中核機関が、この制度を必要とする方と、相談機関を通じてのコンタクトが何よりです。そのためには、「すまいる」「ぱあとなあ」「リーガルサポート」、行政書士や障害のある方の家族によるNPO団体と連携しながら、相談のケースに応じた権利擁護活動、申し立て費用などで経済的に難しい方へのサポートの実現が必要です。</p>	<p>〔成年後見制度〕については、市と中核機関で連携し、広報、ホームページ、窓口配布パンフレット等で周知を図っており、引き続き啓発活動を推進していきます。</p> <p>中核機関では権利擁護支援において福祉のみならず、法律や医療機関の専門職と連携し、ネットワークづくりを推進していきます。</p> <p>成年後見人の申し立て費用等において経済的に難しい方に対しては、一定要件を満たす方を対象とし、助成制度でサポートしていきます。</p>